

# 生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上となる場合の届出書

年 月 日

みよし広域連合長 殿

居宅介護支援事業所名  
事業所所在地  
介護支援専門員名  
事業所電話番号

訪問介護における生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上となるため、届け出ます。

ふりがな		被保険者 番号												
被保険者名														
生年月日	年 月 日	性 別	男 · 女											
要介護度	要介護 1 · 要介護 2 · 要介護 3 · 要介護 4 · 要介護 5													
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日													

## ① 届出の理由（該当する種別に○を記入してください）

種 別	説 明
	(1) 新規に居宅サービス計画を作成した。
	(2) 要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成した。
	(3) 要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上となった。
	(4) 居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となった。※

※（例）要介護 1：28回から30回に変更した場合は、届出不要です。

## ② 要介護度・生活援助中心型の回数／月（要介護度の欄に回数を記入してください）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
（基準回数）	27回	34回	43回	38回	31回
計画上の 回 数					

## ③ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護が必要な理由書

※居宅サービス計画に上記の理由が記載している場合は、「居宅介護計画に記載のとおり」とすれば足りる。

備考1 アセスメントシート、居宅サービス計画表（第1表～第7表）の写しを添付すること